TSU NEWS 1

クラウドファンディングの手数料も対象に

市民活動を応援します！

問い合わせ　地域連携課　☎229-3110　FAX229-3366

津市では「対話と連携のまちづくり」のための市民活動を推進しています。地域の課題解決のために公益的な活動に取り組もうとしている団体や、活動をより発展させようとしている団体を対象に、自立した活動への初期支援として、令和５年度に実施する事業経費などの一部を支援します。

交付金の種類および内容 (同時に２つの交付金に応募することはできません)

	市民活動団体設立等支援交付金	市民活動推進交付金
交付金額	交付対象経費の合計額×１/２ （上限10万円、１円未満切り捨て）	交付対象経費の合計額×１/２ （上限20万円、１円未満切り捨て）
交付対象経費	市民活動団体の設立・運営に必要な経費※	交付対象事業の実施に必要な経費※
対象事業期間	令和５年４月１日～令和６年３月31日	

※人件費、食糧費、５万円を超える備品購入費、施設などの建設整備および修繕費は除く

応募団体の要件

対象となる団体	対象とならない団体
●構成員が５人以上で、津市内に主な活動拠点があり、自主的な公益活動をしている市民活動団体 ●団体の設立目的、組織、運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている団体 ●令和５年４月１日時点において設立後１年を経過していない団体（市民活動団体設立等支援交付金のみ）	●３回以上、市民活動推進交付金を交付された団体（市民活動推進交付金のみ） ●地域組織（自治会、地区社会福祉協議会、老人会、子ども会、自主防災会） ●構成員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体

交付対象事業の要件

対象となる事業	対象とならない事業
●地域の課題解決のために行う公益的な活動※を目的として新たに取り組む事業または既存の活動を発展させた事業 ●津市民を主たる対象とし、津市内で実施する事業 ※特定非営利活動促進法第２条別表に掲げる活動 〈活動例〉・まちづくりの推進　・観光の振興 ・環境の保全　・災害救援	●営利を目的とする事業 ●国、地方公共団体、本市または本市の助成を受けた他の団体が行う補助事業等の対象となっている事業 ●特定の個人や団体の交流会その他の親睦的な事業 ●施設の維持管理や物品の購入を主たる活動目的とする事業 ●公の秩序または良俗を害するおそれのある事業

応募方法　地域連携課、久居総合支所生活課、各総合支所地域振興課(久居総合支所除く)にある提案書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Ｅメールで地域連携課(〒514-8611　住所不要、✉229-3110@city.tsu.lg.jp)へ
※津市ホームページからもダウンロード可
※応募を考えている団体は事前に地域連携課までご連絡ください。事前説明会も開催します。

応募期間　１月４日(水)～31日(火)17時必着

選考方法　２月18日(土)９時30分から、津リージョンプラザ１階中央保健センター待合ホールで開催する公開審査会「市民セレクション」でプレゼンテーションを行い選考
※詳しくは募集要綱または津市ホームページでご確認ください。

事前説明会

詳しい応募方法や注意点、公開審査の流れなどを説明しますので、可能な限り出席してください。

とき　１月５日(木)18時～19時

ところ　市本庁舎８階大会議室Ａ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。
また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。